

結婚・子育て関連情報

一人ひとりが自信と希望をもって
自らの将来や社会を力強く切り開いていくよう、
健やかに育てる環境づくりを推進しています。



結婚祝金

担当課 定住促進課

- 対象者
 - ・町内に居住する方が婚姻後も、本町に定住の意思があること
 - ・夫婦共に申請年度の4月1日現在50歳以下であること
- 申請期限 婚姻日から1年間
- 金額 50,000円（夫婦1組）



結婚新生活支援事業補助金

担当課 定住促進課

- 概要 夫婦として新生活をスタートする新婚世帯に、結婚に伴う新生活にかかる費用の一部を支援します。
- 対象者
 - ・令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し町内に住所を有する世帯
 - ・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること
 - ・夫婦の前年所得の合計額が500万円未満であること
- 対象経費 婚姻を機に、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った次の費用
 - ・住宅取得費用
(土地購入代、光熱費設備、備品購入及び、登記に要した費用は除く)
 - ・住宅リフォーム費用（居住の用に供する部分）
 - ※町内の建築業者が主たる施行業者（元請業者）であること
 - ・住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料）
 - ・引越し費用（引越業者又は運送業者へ支払った費用）
- 金額

夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯	上限60万円
上記以外で、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	上限30万円



子育て世帯応援金

担当課 子育て推進課

- 概要 子育てを地域全体で応援しています。子どもたちの健やかな成長を願い、出産、育児に係る応援金を支給しています。
- 対象者 対象児の出生日現在において町内に居住し、住民登録がある方で、出産後も新生児とともに引き続き10年以上本町に定住する意思をお持ちの父又は母（生計同一者が町税等を滞納していない方）
- 金額

第1子	1,000,000円 (出生時300,000円・3歳到達時200,000円・小学校入学時500,000円) ※3歳到達時分と小学校入学時分の支給は、出生時分を受給された方のみが対象
第2子以降	300,000円（出生時）



母子手帳のデジタル化(ウィラバ)による妊産婦さんへの支援



「ウィラバアプリ」では、母子健康手帳のページを写真で撮るだけで簡単にデジタル化して大切な情報を保存できます。また、母子手帳交付時に1歳まで利用できる「ウィラバペーパー」を配布し、出産・育児に嬉しいプレゼントや、様々なお得情報の取得、役立つサービス（24時間メディカルサービス・オンライン助産師相談・お金のライフプランシュミレーション等）を受けながら、すくなく感覚で子育てができるようサポートします。

